

米子市総合評価方式による競争入札試行要領の一部を改正する要領

米子市総合評価方式による競争入札試行要領（平成19年11月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>6 評価項目</p> <p>(1)・(2)・(3) [省略]</p> <p>(4) 配置予定技術者の工事成績</p> <p>主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）が従事した工事に係る工事成績であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「技術者成績」という。）とする。ただし、調査基準価格以上の額により入札した者の当該技術者成績が基礎点未満の場合又は工事成績のない場合は基礎点とし、調査基準価格未満の額により入札した者の当該技術者成績が、基礎点未満の場合は当該技術者成績とし、工事成績のない場合は当該入札に参加することができる資格を有する者における事業者成績のうち最も低い事業者成績の点（75点を下限とする。）とする。</p> <p>なお、一の入札につき申し込むことができる配置予定技術者の人数は、1人とする。</p> <p>ア～ウ [省略]</p> <p>エ <u>当該入札の公表の日が属する年度の3年度前の4月1日から当該入札の発注公表までの間に完成検査結果通知を受けた工事のものであること。ただし、当該入札の公表の日が属する年度に完成検査を行った工事については、説明請求の結果成績が修正となった場合であっても、当初通知を受けた成績とする。</u></p>	<p>6 評価項目</p> <p>(1)・(2)・(3) [省略]</p> <p>(4) 配置予定技術者の工事成績</p> <p>主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）が従事した工事に係る工事成績であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「技術者成績」という。）とする。ただし、調査基準価格以上の額により入札した者の当該技術者成績が基礎点未満の場合又は工事成績のない場合は基礎点とし、調査基準価格未満の額により入札した者の当該技術者成績が、基礎点未満の場合は当該技術者成績とし、工事成績のない場合は当該入札に参加することができる資格を有する者における事業者成績のうち最も低い事業者成績の点（75点を下限とする。）とする。</p> <p>なお、一の入札につき申し込むことができる配置予定技術者の人数は、1人とする。</p> <p>ア～ウ [省略]</p> <p>エ <u>当該入札の公表の日が属する年度の3年度前の4月1日から前年度の3月31日までの間に完成検査を行った工事のものであること。</u></p>
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領の規定は、この要領の施行日以後に公表する同要領第1項に規定する総合評価入札について適用する。